

新型コロナウイルス感染症対策として 商品券発行事業や事業者支援補助金を創設しました

奥出雲町プレミアム付き商品券 発行事業

町内各店で利用できるプレミアム付き商品券を発行します。今年は、販売価格とプレミアム率を見直し、更にお買い求めやすくなりました。

- 販売価格
3,000円で4,500円分の商品券(1セット500円×9枚綴)が購入できます。
※町民1人あたり2セットまで購入可能です。
※購入には、各世帯に送付する購入申込券が必要です。
- 購入期間
令和3年7月28日から令和3年11月1日
期間中、商工会(仁多本所・横田経営支援センター)にて販売。また、7月28日～8月13日の間は、各地区指定販売店でも購入できます。
- 商品券利用期間
令和3年7月28日から令和4年1月31日まで



奥出雲町販売促進・ 新事業展開補助金

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている町内事業者の皆様への支援として、感染症発生の防止策を講じながら行う売上確保のための取組に対して補助金を交付します。

- 対象となる事業者
町内で事業を営んでおられ、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が5%以上減少している事業者
- 販売促進事業
感染症対策を徹底して実施される販売促進活動に対して補助金を交付します。
補助率3/4(減少率10%未満は1/2)
補助上限20万(下限2万)
- 新事業展開事業
今後の売上を確保するために取り組まれる新事業、新分野、新サービスに対して補助金を交付します。
補助率3/4(減少率10%未満は1/2)
補助上限50万(下限10万)

事業の詳細については、HP又は下記までお問合せください。

【お問い合わせ】 商工観光課 有線：31-5271 電話：54-2504

出産に関する費用等に係る消費税の課税誤りについて

平成3年の消費税法の改正により、出産等に係る個室使用料等について非課税とすべきところ、当院で個室を設けた平成11年5月以降誤って課税しておりました。

当院で出産に関わる入院をされました患者様とご家族にご負担、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は、このような誤りがないう、関係通知等の確認を徹底し再発防止に努めてまいります。

＜返金等の対応＞

対象者 平成13年3月～令和3年2月（民法で規定する期間）に出産等に係る個室利用をされた方。

該当者数 1,177人

※上記以前に出産等に係る個室利用をされた方（平成11年5月～平成13年2月）についても、領収書等を提出いただければ、確認し対応させていただきますので、下記までお問い合わせください。

対象期間に該当される方には5月下旬から順次文書を郵送しております。ご返送いただいた必要書類を受け付けた翌月に口座振込にて返金させていただきますので、入金については、通帳でご確認いただきますようお願いいたします。振込金額は、通知した金額に遅延損害金を加えた額となります。

＜退院時と住所等が変更となっている方へ＞

対象期間に該当される方には、退院当時の情報により郵送している方があります。転居や名前の変更などがあった方には通知が届かない場合がありますので、下記の電話に現在の情報を連絡いただきますようご協力をお願いいたします。

＜お問い合わせ＞

退院当時と住所等が変更となった方や、ご不明な点がある方はこちらまでご連絡ください。

町立奥出雲病院 医事課
電話：0854-54-2777
時間：平日の8時30分～17時15分

奥出雲町妊産婦健康診査交通費助成事業について

町では、令和3年4月から妊産婦の心身の健康保持及び経済的負担の軽減を図るため、妊産婦に対し、町外医療機関において妊産婦健康診査を受診する際の交通費を助成しています。対象の方には、母子健康手帳交付時等にご案内します。

【対象者】 町内に住所を有する妊産婦健康診査の対象であって、次のいずれかの要件を満たす方。
○令和3年4月1日以降に妊娠届出をした方
○令和3年4月1日以降に出産した方

【助成金の額】 妊産婦1人につき3万円

【お問い合わせ】 健康福祉課 健康づくり推進グループ 有線：31-5143 電話：54-2781



介護保険サービスの利用者負担額が軽減される制度があります

仁多福祉会、よこた福祉会等が提供する介護保険サービスをご利用の方のうち、次の要件を全て満たす方は、利用者負担額の25%（老齢福祉年金受給者は50%）が軽減されますので、適用を受けたい方は必ず申請してください。

◆軽減の対象となるサービスの種類と費用

介護保険サービスの種類	軽減される費用
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護サービス費、食費、居住費
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護サービス費、食費、滞在費
通所介護（デイサービス）	介護サービス費、食費
訪問介護（ホームヘルプ）	介護サービス費

◆軽減を受けるための要件

市町村民税非課税世帯のうち、次の要件を全て満たす方

- ①年間収入が150万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに50万円加算）
- ②預貯金等の額が350万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに100万円加算）
- ③日常生活に供する資産（居住家屋等）以外に保有資産がないこと
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

◆申請場所

健康福祉課(役場仁多庁舎)又は税務課(役場横田庁舎)

◆申請期間

随時受付
(ただし、申請した月の初日から適用となります)

◆申請に必要なもの

- ①介護保険被保険者証
- ②貯金通帳・有価証券(世帯員名義のもの全て)
- ③年金額(年額)のわかるもの
- ④印鑑
- ⑤加入医療保険の被保険者証

【お問い合わせ】 健康福祉課 保険グループ 有線：31-5122 電話：54-2511